

新型コロナウイルス感染症 小金井市緊急対応方針（第4弾）

市では、新型コロナウイルスの感染拡大に対応し、市民生活を守るために、令和2年4月24日に、「新型コロナウイルス感染症 小金井市緊急対応方針（第1弾）」を公表し、「いのちを守る」、「くらしを守る」、「地域を守る」、「市民サービスの基盤を守る」取組を進め、以降、5月に第2弾、8月に第3弾の支援策拡充を図ってまいりました。

続いて、季節性インフルエンザの流行期を迎えることを意識した取組など、現時点における新たな対応策について、「新型コロナウイルス感染症 小金井市緊急対応方針（第4弾）」をお示し、市議会の皆様の御理解を得ながら、必要な支援の拡充を進めてまいります。

市民生活への影響が長期化する中、感染者の人権への配慮など様々な分野における課題に引き続き取り組んでまいります。

1 いのちを守る

感染症を予防し、医療体制を確保するとともに、市民の皆様の安心に向けた取組を行います。

(1) 発熱外来診療の実施

休日診療医療機関における新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザの感染リスク低減のため、休日診療実施日に保健センターでの発熱外来診療を実施します。

（令和2年第3回市議会臨時会にて予算措置済）

(2) 高齢者のインフルエンザ予防接種の促進

新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザの同時流行が懸念される中、高齢者のインフルエンザ予防接種を促進するため、自己負担分2,500円を無料とします。

（令和2年第3回市議会臨時会にて予算措置済）

(3) 小中学校における環境整備

エアコン、空気清浄機、非接触体温計、フェイスシールドなどを購入し、感染症対策のために環境を整備します。

(4) 小金井市議会議員選挙における感染症予防対策

投票所における感染防止対策とともに、投票所の密集を避けるため、坂下地域に新たな期日前投票所の開設準備を進めます。

(5) 献血事業の支援

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、献血者が減少している献血事業を支援するため、小金井市献血推進協議会と協力して市役所献血の

回数増、PRの充実に努めます。

2 くらしを守る

感染症の拡大が市民のくらしに与える影響を抑えて、セーフティネットを強化する取組等を迅速に進めます。

(1) 高齢者のICT利活用支援

オンラインでの交流など、高齢者によるICTの利活用を支援するため、講座実施者に対し受講料等の補助を行います。

(2) 市立小中学校における学習支援及び学生の雇用機会支援

市立小中学校の授業での学習支援を行います。また、市内在住の大学生等を支援するため、学生の雇用機会の創出を図ります。

3 地域を守る

地域を支える市内事業者等に対して、経営継続に向けた支援等を行います。現在、こがねい事業者応援金の支給、小金井プレミアム付商品券の販売などの支援策を実施中です。

(1) 芸術・文化に関する支援

より多くの方に応募いただけるよう、現在行っているアーティスト支援の対象を拡大します。

4 市民サービスの基盤を守る

市民サービスを継続して提供するため、その基盤となる業務継続体制を確保し、国及び東京都の支援策を活用します。

(1) 図書消毒機の設置の拡充

感染拡大の防止に配慮しながら、図書館サービスを提供するため、新たに2つの分室に図書消毒機を設置します。

(令和2年第3回市議会臨時会にて予算措置済)

(2) オンライン会議の実施に向けた環境整備

緊急時においても安定的な行政運営を行えるよう、庁内及び外部とのオンライン会議が実施できる環境を整備します。

(3) 市施設における運営体制の補償

総合体育館、栗山公園健康運動センターにおける臨時休館等による指定管理者の減収分の補償を行います。

(4) 国及び東京都の支援策の活用

国及び東京都の支援策を最大限活用し、必要な取組を進めてまいります。

事業実施計画書

自治体各々の小金井市

| | |
|--------------------|---|
| 所要額 | 23,860千円（積算内訳は別紙） |
| 実施予定期間 | 令和3年1月4日から令和3年3月31日まで |
| 事業内容 | 市内の障害者支援施設（グループホーム、ショートステイ、通所施設・事業所等）の従事者又は利用者を対象とし、行政検査の対象ではないが、感染が疑われる場合に自主的に受検する際の検査費用を補助する。 |
| 実施要綱第3 (2)エについて | 「疑いのある方に対する検査など優先度の高い検査需要への影響を考慮し、計画的に検査を行うこと」の実施方法について記載してください。 市内各施設に受検期間を割り当て、原則的に当該期間内に受検するものとし、濃厚接触には当たらないが、陽性者との接触があった者等については、優先的に受検できるよう配慮する。 |
| 備考 | |
| 実施要綱3 (2)ウについて | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第15条に基づく調査ではないことを確認した上で実施します。 上記確認しました。（右記□へチェックをお願いします。） <input checked="" type="checkbox"/> |

支 出 予 定 額 明 細 書

自治体名：小金井市

支出予定額積算内訳

| 項目 | 支出予定額 | 算出内訳 |
|------|-------------|--|
| 検査費用 | 23,860,000円 | 20,000円×1,193件=23,860,000円 ※概算 市内の事業所の利用者数:745人 職員数:448人 合計1,193人 |
| 計 | 23,860,000円 | |

別紙2-5（その他区市町村独自の取組に対する補助事業）

事 業 実 施 計 画 書

自治体名：小金井市

| | |
|--------|---|
| 事業名 | 高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症対策強化事業 |
| 所要額 | 66,067千円（積算内訳は別紙） |
| 実施予定期間 | 令和3年1月4日から令和3年3月31日まで |
| 事業目的 | 重症化するリスクの高い者の集団で形成される介護事業所等に対して、積極的にPCR検査等を行うことで、感染者の発生を把握し、早期の措置を講じることにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図ることを目的とする。 |
| 事業内容 | 市内の介護事業所の従事者又は利用者を対象とし、行政検査の対象ではないが、感染が疑われる場合に自主的に受検する際の検査費用を補助する。 |
| 備考 | PCR検査は20,000円／1検査、抗原定量検査は7,500円／1検査を上限とする。 |

*複数の事業を申請する場合は、事業別に作成してください。

支 出 予 定 額 明 細 書

預託先名: 小金井市

支出予定額積算内訳

| 支出項目 | 支出予定額 | 積算内訳 |
|------------|-------------|---|
| 負担金補助及び交付金 | 66,000,000円 | 介護事業所の職員 約1,800人 介護事業所の利用者 約1,500人 補助金@20,000×3,300人=6,600万円 |
| 需用費 | 3,402円 | 消耗品費 (5.4円+7.00円+1,000円+ 1,339円) × 1,10 = 3,402円 (フラットファイル 5.4円、チューブファイル 7.00円、色上質紙 1,000円、A4 普通紙 1,339円) |
| 役務費 | 63,840円 | 郵便料@8.4円×152事業所×5回=63,840円 |
| 計 | 66,067,242円 | |

事業実施計画書

自治体名：金沢市

| | |
|--------|--|
| 事業名 | 発熱外来診療 |
| 所要額 | 35,108千円（積算内訳は別紙） |
| 実施予定期間 | 令和2年10月22日から令和3年3月31日まで |
| 事業目的 | 新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザの同時流行が懸念される中、休日診療医療機関における発熱患者から他の患者等への新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザの感染リスクを低減するため、日曜・祝日、年末年始等の休日診療実施日に保健センターで発熱外来診療を実施する。 |
| 事業内容 | 休日診療医療機関からの紹介に基づき保健センターにおいて、保険診療として、発熱外来診療を行う。体制は、医師、看護師、医療事務員、施設管理員及び運転員で、いずれも委託で行う。診療時間は、休日診療と同様、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。抗原検査により、迅速に新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザの診断を行う。新型コロナウイルス陽性となつた場合は、保健所と連携して入院等の調整状況に応じ、搬送を行う。感染対策として、保健センター事業との動線分離を改修工事により行うほか、診察スペースとしての機能を整える。 |
| 備考 | |

*複数の事業を申請する場合は、事業別に作成してください。

支 出 定 額 明 細 書

自治体名：小金井市

支出予定額積算内訳

| 項目 | 支出予定額 | 算出内訳 |
|----------|-------------|------------------------------------|
| 消耗品費 | 62,000円 | 蓋つきごみ箱等 |
| 燃料費 | 103,000円 | 灯油 |
| 医薬材料費 | 11,000円 | 舌圧子 |
| 電話料 | 16,000円 | |
| 従事者傷害保険料 | 29,000円 | |
| 診療委託料 | 7,577,000円 | |
| 施設管理委託料 | 4,356,000円 | 警備、来館者誘導 |
| 医療用産業廃棄物 | | |
| 処理委託料 | 41,000円 | |
| 搬送委託料 | 1,172,000円 | 陽性者搬送 |
| 発熱外来整備工事 | 10,175,000円 | 出入口設置、空調口封じ込め、換気扇設置、床タイル工、トイレ設置 |
| 備品購入費 | 11,566,000円 | ウイルスガードウォール・ブース、パーテーション、机、椅子、ストーブ等 |
| 計 | 35,108,000円 | |

小金井市の新型コロナウイルス感染症に関する公表の考え方

感染者の公表について

感染者の公表は保健所を所管する自治体では独自に行えますが、保健所業務を東京都が行っている本市において、感染者が確認された場合は、東京都が感染者からのヒアリングや感染者の公表を行うこととなります。本市が公表を行う場合、東京都の公表に関する考え方を基にしていくこととなります。

保健所は、都道府県、政令指定都市、特別区、中核市等で設置でき、都内では、東京都、特別区、八王子市、町田市が保健所を設置しています。

東京都では、感染者の発生に際して、大都市の特性として居住地と医療機関所在地や勤務地等が異なる自治体にまたがることが多い点や、個人が特定されるリスクが高まるところから公衆衛生上の対策に不可欠な感染経路の確認に支障が生じること、及び人権侵害の危険性が高まることから、市区町村単位での公表は行われておりませんでしたが、都内感染者数が増加していること等を受け、都民に対してより一層の注意喚起を図るため、令和2年4月1日から区市町村別の公表を始めました。

また、9月から市町村へ個別に個人を特定しない形での年代、性別、接触歴・海外渡航歴がある人数、療養状況が提供され、本市において、ホームページで公表することとしたところです。

しかしながら、個人が特定できる形での性別、年代、職業、感染経路は提供されておらず、それは個人情報の保有機関が異なる東京都から個人が特定できる形での情報提供を受けることはできません。

ただし、感染者が市職員、委託事業所関係者等、市として対応する必要がある場合は、次のとおり公表することとします。

1 目的

本市関係業務に關係する感染発生状況を公表することにより、市の業務運営に市民の理解と協力をいただくとともに、市内における感染拡大を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にとどめ、もって市民の安全で安心な生活を維持することを目的とする。

2 公表の対象

- ① 市職員が感染した場合
- ② 市の委託事業所関係者等が感染した場合

※ 委託事業所関係者等とは、市内で受託している事業場所に勤務する

職員をさす。

3 公表内容

次のうち、個人情報及び人権に配慮し、必要な情報を公開する。

- ① 感染者の所属・年代、性別、居住地（都内・都外）
- ② 感染者の症状・経過など
- ③ 感染者の渡航歴及び行動歴など
- ④ 公衆衛生上の対策

4 留意事項

- ① 感染者のプライバシーの保護に十分配慮しつつ、関係者の同意を得たうえで公表する。
- ② 濃厚接触の状況や感染拡大のリスクなどを総合的に勘案し、公表の内容については、個別に検討し判断する。

5 公表の方法

- ① プレスリリース又は記者会見
- ② ホームページ

6 その他

- ① 公衆衛生上の必要がある場合、市は保健所と協議のうえ、感染者や事業者の同意が得られなくても感染に関する情報を公表することがある。
- ② この考え方は、今後の感染者発生の動向などを踏まえ、適宜見直しを行う。

事務連絡
令和2年10月23日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課

新型コロナワクチン接種体制確保事業に係る留意事項について

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、「令和2年度一般会計新型コロナワクチン接種体制確保事業の実施について」(令和2年9月15日閣議決定)が決定され、新型コロナワクチン接種体制確保事業の実施について(令和2年10月23日付け健発1023第4号厚生労働省健康局長通知)及び「新型コロナワクチン接種体制確保事業の実施要領について」(令和2年10月23日付け健発1023第4号厚生労働省健康課長通知)により、新型コロナワクチンの迅速な接種を行うための準備事業の実施についてお知らせしたところです。

今後同事業の補助金交付要綱等の策定を予定していますが、さしあたり、現段階において留意すべき事柄について下記のとおり御連絡いたします。

また、貴都道府県内の市町村に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

記

1 国の予算

令和2年9月15日、政府は「令和2年度一般会計新型コロナワクチン接種体制確保事業の実施について」を閣議決定したこと。

今回の予備費については、新型コロナワクチン接種体制確保事業を実施するため必要な経費 16,997,746 千円を計上していること。

2 各地方公共団体における準備及び予算の早期成立

各地方公共団体においては、新型コロナワクチンの接種を可能な限り迅速かつ的確に実施する趣旨から、直ちに、実施組織を設置し、当初予算で計上されている既定の予算も活用し、システム改修や印刷・郵送等の準備に着手していただきたいこと。

また、交付要綱等の策定時期にかかわらず、各地方公共団体の補正予算等の早期の編成・成立等に向けて、手続を進めていただきたい。

なお、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、国庫補助事業として実施することから、市町村及び都道府県において、適切な方法で区分経理を行い、歳入歳出を処理すること。

3 その他

別添のとおり、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業を実施するにあたり現時点で配慮する事項等をお示しするので、参考にされたい。

また、本事務連絡以外の事項については、今後、申請者や各地方公共団体の事務負担を考慮して、できる限り簡素な仕組みとなるよう留意しつつ検討を進め、固まり次第、順次連絡させていただく。

新型コロナウイルスワクチンの接種に係る業務例

1 総論

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナウイルスワクチン」という。）の接種に関し、各自治体における今後の業務の洗い出し、業務量の目安の参考となるよう、現時点で想定される業務内容について示すものであり、各自治体において具体的に業務量を見積もり、人員体制を構築する際等に活用されたい。

なお、接種の実施体制の詳細については、今後判明するワクチンの特性や供給量等に基づき検討がなされることから、業務内容の詳細が変更される可能性もあることに留意すること。

また、必要物資の確保に当たっては、下記の業務を行うために必要な物資を想定して準備を行うこと。

2 市町村において想定される業務

（1）マネジメント・業務体制整備・関係機関との調整

新型コロナウイルスワクチンの接種を行うための具体的な業務フローを想定した上で、指示命令系統等を明確にし、必要な人員を確保して、全庁的な業務体制（情報の共有体制を含む）の整備を図る。

また、都道府県・近隣市町村との連携体制や、関係機関との連携体制の確立を図る。

（2）接種実施医療機関等の取りまとめ・接種場所の確保

市町村は、郡市区医師会等と連携し、接種対象者に対する円滑なワクチン接種の実施に必要な医療機関等を確保するとともに、委託契約を締結するために当該医療機関等に必要な周知を行う。（なお、委託契約については、集合契約方式とすることについて検討中である。また、委託費用の統一的な設定について検討中である。）

また、必要に応じて医療機関以外での接種の実施体制を確保する。その際、適切な会場・予約体制を確保するとともに、医療関係団体や医療機関等の協力を得て、必要な医療従事者や物資を確保する。

ワクチンの保管にあたって超低温冷凍庫※等の特殊な物品が必要となる場合には、設置医療機関等、接種会場の管理者、特殊な物品の製造者等と調整の上、当該物品を設置するとともに、管理体制を整える。

また、保管するワクチンの取扱い、国が用意するワクチン接種円滑化システム※等について、医療従事者等への説明の機会を設ける。

※ 必要な温度帯で保管でき、保管状況の記録が確認できる超低温冷凍庫を想定。

現時点で超低温冷凍庫を市町村の判断で確保する必要はなく、必要な対応は追ってお示しする。

※国が用意するワクチン接種円滑化システムとは、新型コロナウイルスワクチンの接種を実施するにあたり、ワクチン等の流通・関係者の調整を補助するシステムであり、詳細については、追ってお知らせする。

(3) 周知・広報

接種実施医療機関等のリスト、接種が受けられる時期等について、広報誌やホームページ等を活用して、住民に対して周知する。また、国、都道府県等と連携して、接種順位等について、隨時、住民に情報提供する（なお、接種順位については、国で統一的な指針を示す見込みである。）。

(4) 個別通知（接種券の発行を含む）、予診票の配布

接種の対象者又はその保護者に対して、接種に関する個別通知を行うとともに、接種券を発行する。なお、その際、できる限り、予防接種を受ける期日又は期間及び場所その他必要な事項を十分周知する。

また、予診票について、医療機関等に設置するなど接種対象者に行き渡るようにする。

(5) 住民からの問い合わせ等への対応

ワクチン接種に関する住民からの問い合わせや相談に応じる。

(6) ワクチン分配数の登録

ワクチン及びワクチン接種に必要な注射針・シリンジ（注射筒）等について、各市町村の分配量の範囲内で、医療機関等別の分配数を決定し、ワクチン接種円滑化システムに登録する。接種開始後は、ワクチン等の使用実績や接種実績も踏まえて、分配数を決定する。

(7) ワクチン接種記録の管理

ワクチン接種記録の管理を行う。なお、接種記録の管理については、マイナンバーによる情報連携を接種開始と同時に開始することを想定しているものではないが、記録の適切な管理及び市町村間での情報連携等に有効活用するため、定期接種と同様、電子的な管理が可能な仕組みとすることが望ましい。

(8) 接種の進捗状況の把握

個別通知の発出状況及び接種の実施状況等の進捗について、予防接種台帳システム及びワクチン接種円滑化システムによる医療機関等からの報告等により把握し、関係者等と共有するとともに、必要な対策の検討を行う。

(9) 接種費用の支払

委託先医療機関等に対する接種費用の支払いを行う。なお、当該市町村（複数市町村が連携して接種の実施体制を構築し、医療機関等に直接費用の支払を行う当該複数市町村を含む）の管轄外にある医療機関等からの請求に対する支払いについては、代行機関を通じて行うことを検討中である。

(10) 健康被害救済

予防接種法の定期接種の健康被害救済制度と同様に、申請受付、形式的な不備のチェック、予防接種健康被害調査委員会による調査、給付事務を行う。

3 都道府県において想定される業務

(1) マネジメント・業務体制整備・関係機関との調整

新型コロナウイルスワクチンの接種を行うための具体的な業務フローを想定した上で、指示命令系統等を明確にし、必要な人員を確保して、業務体制（情報の共有体制を含む）の整備を図る。

また、管内の市町村・近隣都道府県との連携体制や、関係機関との連携体制の確立を図る。特に、市町村との窓口となる部署をあらかじめ決定し、管内の市町村に周知しておくとともに、最新の連絡先を関係者と共有する。

(2) ワクチン等の流通調整

管内の医薬品卸売販売業者等と連携して、計画的で円滑なワクチン流通が可能となるよう体制を構築することとし、必要に応じて、都道府県を区分し、地域の物流を担当する医薬品卸売販売業者（以下「地域担当卸」という。）を地域毎に1社選定する（具体的な体制や地域担当卸の選定方法については、別途、国から詳細を示すことを検討中である。）。

また、ワクチン及びワクチン接種に必要な注射針・シリソジ（注射筒）等について、各都道府県の分配量の範囲内で、市町村別の人口や接種順位上位者数等の概数、流行状況等に応じて、市町村別の割当量を決定するとともに、接種順位の上位となる医療従事者等への接種を実施する医療機関等への分配量も決定する。接種開始後は、ワクチン等の使用実績や接種実績も踏まえて、割当量・配分量を決定する。

なお、複数市町村が連携して接種の実施体制を構築する場合は、当該複数市町村を1つの単位として分配量を決定しても差し支えない。

また、決定した市町村別の分配量や、市町村が決定する医療機関等別の分配量については、国が用意するワクチン接種円滑化システム等により、関係者と共有することを予定している。

(3) 接種順位の上位となる医療従事者等への接種の実施体制の確保

接種順位の上位となる医療従事者等に対する接種を行うに当たり、接種対象人数の把握や、接種の実施体制の確保等に関する調整を行う。

ワクチンの保管にあたって超低温冷蔵庫※等の特殊な物品が必要となる場合には、設置医療機関等、接種会場の管理者、製造者等の関係者と調整の上、当該物品を設置又は設置の補助を行うとともに、管理体制を整える。

また、保管するワクチンの取扱い、国が用意するワクチン接種円滑化システム等について、医療従事者等への説明の機会を設ける。

※ 必要な温度帯で保管でき、保管状況の記録が確認できる超低温冷凍庫を想定。

現時点で超低温冷凍庫を都道府県の判断で確保する必要はなく、必要な対応は追ってお示しする。

(4) 専門的な問い合わせへの対応

住民からの問い合わせや相談のうち、市町村において対応が困難な専門的なものや、ワクチンの流通等に関する医療機関等からの問い合わせ等に応じる。

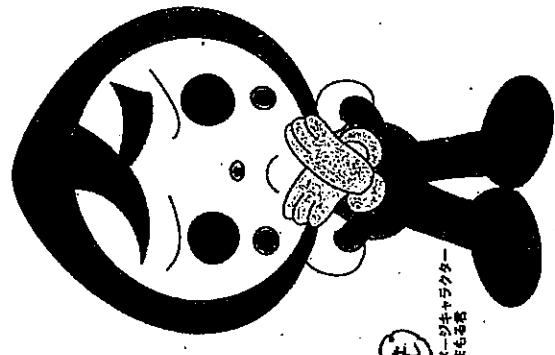
(5) 周知・広報

市町村と連携しながら、ホームページ、パンフレット、広報誌等の様々な広報媒体を活用し、接種順位、接種費用、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、必要な情報を住民に周知する。



みんなの生活を支えてくれる人との家族に対する差別

**医療機関・介護施設・保育所・スーパー・配達・清掃などに
関わる人々のプライバシーを保護します**



ヨロヅアラカルスル事體をハシメテ
ヨリモヤニ別々ハシメテ居



みんなの人权 110 番
☎ 0570-003-110

小金井市
多摩東人権

東京法務局府中支局